

Title	ハンザ対英国 ( 上 )
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.11 (1921. 11) ,p.1460(48)- 1466(54)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19211101-0048">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19211101-0048</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## ハンザ對英國 (上)

阿部 秀 助

ハンザ同盟の都市にして英國と經濟的關係を有せしものは、之れが初期にありては同盟の中心たりしリュベック市にあらずして、寧ろケルンの如き或はダンチヒの如き獨逸にありては西部又たは東部の都市にして殊に勢力を有せしは、西部方面の商人にして彼等の多くは自國産の農産物、鑛産物及工業品等を英國に輸入し之れに代ゆるに羊毛の如き毛織物の如きものを齎らせしものなりとす、實に當時に於ける英國の市場は東部歐洲方面より齎らされし原料品に對して最も有望なる販路たりしものなりとす、而して其後、ハンザの商人が英國との經濟的關係に於いて益々勢力を加ふるに至りし理由の第一は十四、十五兩世紀に於ける同國方面の輸出入が殆んど十中八九、外國商人の手に存せし結果、ハンザの商人は東部及

西部歐洲の間に於ける仲繼者として利益を收むるを得しこと、之れが第二の理由は英國の主權者と臣民とが、ハンザ商人との通商關係に制限を加ふることを悦ばざりしことにして、即ち前者は主として王室の收入を増加せしむる意味に於て、後者殊に地主と手工業者の或者は各自の生産物に對する之れが價格を引上げしむる點と、更に他の一面に於ては英國にとりて必要なる原料品にして東部歐洲方面より齎らされしものが、當時にありては單にハンザ商人によりてのみ輸入せられし點にあり。

## 二

獨逸の商人が英國の市場に出入するに至りしは極めて古きことにして、既にエドナルド二世(九七八—一〇一六)の朝には彼等は倫敦の市民と同一の尊敬を拂はれ、又たヘンリー二世とフリードリッヒ、バルバロザとの關係及リチャド、オフ、コインウオリスが獨逸の國王に撰ばれしことは自から兩國の經濟的關係をして密接なる状態の下に置かしむるに至れり、而して當時の獨逸商人中に於て最も勢力を振ひしものは西部獨逸に於けるケルンの商人にして彼等は既に倫敦に於てキル

ド、ハーレと稱する彼等自身の會所を有すると共に彼等の間に組合を組織する權利を有し殆んど獨占的勢力を振ひしが、十三世紀以後バルチック海方面の獨逸商人も亦た英國の市場に現はれるに至りしを以て、從來、獨占的地位を有せしケルン商人の一派は茲に新たなる競争者の發生するを悦ばざりし結果、之れを打破せんとする方法として曩きに組織せし彼等の組合に加入するを拒絶し、或は拒絶せざる迄も著しく加入其者を困難ならしむるに至りしも然かも彼等の努力は何等報らるゝ處なくして千二百二十六年クエベツリの商人は西部獨逸の商人と同一の地位を占め、殊にヘンリー三世は千二百六十六年及六十七年の兩年に於てハンブルグ及リュベツクの商人にケルン商人の例に倣ふて組合を組織する權利を與え斯くしてケルン商人の特殊なる待遇は撤廢せらるゝと共に、茲に三個の獨逸商人の組合を見るに至りしが十三世紀の末に至り以上の組合を合併せし新組合即ち *hansa Alemanni* の組織を見るに至れり。

其後十四世紀の初期に於て獨逸商人は以太利其他の商人と同じく英國に於て自由放任主義の政策の下に一時活潑なる商取引をなすに至れり、即ちエドワード

一世が千三百三年を以て發布せし *Carta Mercatoria* なるものは英國在留の外國商人をして其國籍の如何を不問、總ての課税より解放すると共に彼等は何れの都市にありても自由に、其居所を定め且つ普ねく内外人と商取引をなし、又た英國内に於て購入せし商品は各自の欲する處に輸出し得ることを以てせり、但、英國と戦端を開ける國家は之れを除くことゝなせり、尙ほ倫敦に内外人の委員組織より成る法廷を設けて主として以上、兩者の間に發生せし債務に關する事件を處理せしめしも此時代のことなりとす、只だ此法令は其後長く其權威を發揮すること能はずして茲に反動時代に入るに至れり、而して斯くの如き反動時代を招きし主なる原因は外國商人の特惠的待遇に對する英國商人の反感とエドワード一世の崩去なりとす、殊に前者の場合に於て最も多く憎惡の中心となりしものは以太利人にして當時彼等は英國に於て商業と金貨業とのみに従事せしのみにあらずして更に進んで關税及貨幣鑄造の業務にも併せ關係せしものなりとす、但、獨逸商人に對しては *Carta Mercatoria* を撤廢せしエドワード二世はエドワード一世が獨逸商人に對して千二百八十一年に附與せし特權を千三百十一年を以て復活せしむると共に尙

は外國人に對する反抗的運動の熾なりし際に、更に新たなる特權を與ふるに至り、千三百二十七年英王の位に即きしは最も功名心に富みしエドワード三世にして、彼れは佛蘭西に對する自己の計畫を實現する方法として外國商人の資力を利用する必要を感じ先づ彼等の甘心を求むる爲めにエドワード二世の時代に撤廢せられし *Carta Mercatoria* を復活するは勿論更に以上以上の自由と權利とを附與せり、斯くして王によりて利用せられし者はハンザ商人殊に西部獨逸の商人にして例者千三百四十年の五月王はドルトムント、ゲルン等の商人をして一萬八千一百磅を調達せしめ、其後久しからずして更に八千三百磅を受くるに至れり、而して斯くの如き債務に於て擔保とせられしものは英國商人及以太利商人の場合と同しく羊毛の自由輸出か然からずんば王室の所有にかゝる鑛山なりとす、勿論當時、ハンザ商人が王に貸與せし額は之れを以太利商人たるバルヂ、ベルツチ及英國商人たるウキリヤム、ドラ、ポールの額に比すれば少かりしものなりとす。

斯くの如く王が政治上よりしてハンザ商人を利用し幾多の特權を與えしことは一面、彼等の英國に於ける經濟的活動を熾ならしむるに至り、即ち十四世紀の中期以來、東部歐洲及普魯西、下部獨逸地方の諸產物例者毛皮、銅、匈牙利產鐵、木材、穀類、葡萄酒、ケルン産絹織物等は何れも彼等の手によりて英國内に輸入せられしものにして、加ふるに諾威方面より英國内に齎らされし海產物の如きも當時にありては同じく彼等の手を借りしものなりとす、只だ千三百六十八年ハンザ商人と諾威都市との間に衝突を來たせし際は一時、ベルゲンに於ける英人の數は増加せしも、然かも此勢は永續せられざりしものなりとす、次ぎに十四世紀に於てハンザ商人が英國方面より輸出せし最も主要なる商品は羊毛にして、即ち千三百三十九年より千三百四十二年の間に於て倫敦、ポストン、キングストンの三港より彼等が輸出せし毎年の平均額は三千五百袋に達せり、又た毛織物輸出に就きても彼等は之れが有望なる部分を占めしものなりとす。

以上は英國内に於けるハンザ商人の活動なるが、之れに對して獨逸國內に於ける英國商人其者に就きて之れを見るにバルチック海方面に於けるハンザの都市に英人の出入するに至りしは十三世紀の中期以後にして、即ち千二百六十二年ロストックに於て同地の商人と英國商人との間に穀物取引に關する契約の結ばれ

しことあり、殊に英國の商人が比較的多く出入せしはストラルズンドにして、只だ彼等の取引が大規模にあらざりしことはハンザの都市が是等外國商人の競争に對して特殊なる規定を設けざりしを以ても知るを得可し、次ぎに十四世紀に於て英國人の通商上、重要視せられしは普魯西の騎士領にして是等の地方には戦争其他の事變發生する毎に英國方面の騎士多く赴きし結果自然兩國の經濟關係をして密接ならしむるに至り、同方面に赴きし英國商人は他方面に於ける英國商人よりも日常の取引に於て遙かに大なる自由を有せしが如し、然かも此自由は其後英國方面のハンザ商人に對する態度の變化につれて自然に制限せらるゝに至れり、尙ほ普魯西兩方面の取引に従事せし英商人は多く倫敦リオン、ヨーク、ノルウヰッチ、ハールブルグ、リストル、ベバーレイ、コールチエスター、ボストンの如き北海方面よりの都市より來りしものなりとす。

## 基督教會と徴利問題(五)

高橋 誠 一 郎

### 十五

徴利寛恕の精神は徐々に成法中に喰ひ入れし。そは固より徴利自由の觀念を去ること猶ほ頗る遠しと雖も、然も一定の制度及び慣行は俗界の權威に依りて公然若しくは隱然の保護を受けて普及するに至れり。伊太利亞の諸市先づ範を示して、殆んど西歐の全部之れに従ふに至れり。而して利子の徴收が俗界の權威に依りて許容せられ得可きことは神學者の普く承認せる所にして、固より彼れ等は斯くの如き許容に従つて行動するは徴利者の良心を恕するものに非ざること、主張せりと雖も、アルベルタス・マグナスは「徴利は基督教法規の成全に悖ると雖も、少くとも公權威に背くことなき旨を承認し」(J. Rambaud, Histoire des Doctrines Économi-